

## 情報通信行政・郵政行政審議会総会（第19回）議事録

### 第1 開催日時及び場所

令和6年3月7日（木） 10時00分～11時11分

### 第2 出席した委員（敬称略）

相田 仁（会長）、佐々木 百合（会長代理）、大谷 和子、実積 寿也、  
滝澤 光正、西村 真由美、西村 暢史、三浦 佳子、三友 仁志、森 亮二、  
矢入 郁子、山下 東子

（以上、12名）

### 第3 出席した関係職員

渡辺総務副大臣、竹内総務審議官、山碕審議官、玉田郵政行政部長、  
折笠郵便課長、藤井信書便事業課長  
事務局 坂平情報流通行政局総務課課長補佐

### 第4 議題

#### 答申事項

郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に  
関する法律施行規則の一部を改正する省令案【諮問第1244号】

## 開 会

○相田会長 昨年5月から会長を仰せつかっております相田でございます。

本日は皆様、年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会総会第19回を開催いたします。本日はウェブ会議にて開催いたしておりますので、委員16名中12名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにしてお名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。また、本日の会議は情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条の規定により、公開いたします。

本日は渡辺総務副大臣に御出席いただいておりますので、渡辺総務副大臣に御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○渡辺総務副大臣 皆様、おはようございます。今御紹介いただきました総務副大臣の渡辺孝一です。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様には、日頃より情報通信や郵政分野をはじめとする総務行政に対しまして、格段の御理解と御協力を賜っていることに感謝を申し上げます。

本日の総会では、25グラム以下の定形郵便物の料金上限を定める総務省令の改正案について御審議いただくことといたしております。電子メールやSNSの利用が増える中で、郵便を取り巻く環境が大きく変化する中、令和4年度の日本郵便の郵便事業収支は、郵政民営化以降、初めて赤字となり、今後も郵便物の減少傾向は継続することが見込まれます。このため日本郵便株式会社においては、競争力のある質の高いサービスの提供など、より一層の収益力の向上に取り組んでいただくことが重要ですが、当面の対応として料金の見直しが必要と考え、今回の省令案を諮問させていただいたところです。

郵便局は、地域に身近な公共的な存在として、あまねく全国に拠点が設置されている地域の重要な生活インフラであり、そのネットワークや郵便事業の安定的な提供を維持することは、今後も非常に重要と考えております。委員の皆様におかれましては、こうした郵便事業の状況なども踏まえまして、幅広い見地から忌憚のない御意見をいただければと思っております。

本日はどうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○相田会長 渡辺総務副大臣、どうもありがとうございました。

ここで渡辺総務副大臣は公務のため退出させていただきます。

本日、審議に入る前に、第12回から第18回までの情報通信行政・郵政行政審議会総会につきましてはメールでの審議で開催いたしましたので、この場合を借りて御報告させていただきます。それぞれの概要につきましては、総務省のホームページに掲載しております。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思っております。

本日の議題は、答申事項1件でございます。先ほど渡辺総務副大臣から御紹介がございましたように、諮問第1244号、郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について審議をいたします。

本件は情報通信行政・郵政行政審議会令に基づき、本総会の前に郵政行政分科会を2月

29日に開催し審議を行っていただきました。それでは最初に、佐々木郵政行政分科会長から郵政行政分科会で審議された結果を御説明いただきたいと存じます。

佐々木分科会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長代理 ありがとうございます。

郵政行政分科会長の佐々木です。郵政行政分科会での審議の結果を御説明申し上げます。

本件については、総務大臣から諮問を受け、令和5年12月18日に審議を行い、令和5年12月19日から本年1月22日までの間、意見招請を実施しました。その後、本年2月29日に開催しました当分科会において、意見招請された結果を踏まえまして審議した結果、お手元の資料19-1-1のとおり答申することが適当である旨の議決をしたところでございます。

詳細については、総務省から説明をお願いいたします。

○折笠郵便課長 総務省郵便課長の折笠でございます。

今、佐々木分科会長から御説明をいただきました諮問第1244号につきまして、詳細を資料19-1に基づいて御説明をさせていただきます。

最初に、資料の構成について申し上げます。1ページから資料19-1-1として答申書（案）でございます。2ページから96ページまでが意見募集の概要と提出された意見の一覧、97ページから147ページまで、こちら資料19-1-2でございますが、昨年12月18日の郵政行政分科会における本件の審議資料でございます。また、148ページから153ページまでが、資料19-1-3として昨年12月の諮問書及び省令案となっております。

なお、12月の郵政行政分科会の審議資料中124ページ及び126ページにつきましては、非開示の経営情報等であることから、委員限りの資料となっております。御審議の中におかれましても、この部分の記載内容につきましては直接触れることがないようにお願いを申し上げます。

それでは、まず、97ページ以降に添付しております昨年12月の郵政行政分科会における本件の審議資料に基づきまして、本件省令改正の背景でありますとか必要性、その改正の内容や考え方等について御説明をさせていただきます。

初めに改正の概要について簡単に御説明をさせていただきます。97ページ中、資料下の2のところでございます。今回、諮問にかかります省令案におきましては、郵便法施行規則第23条に定める定形郵便物、こちらは25グラム以下の封書の郵便物でございますが、その料金の上限額、それから、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第23条に定める定形郵便物に相当する信書便物の料金の上限額のそれぞれにつきまして現行84円と定められております上限額を110円に改正するものでございます。

なお、実際の省令の改正案は149ページ以降にございますが、内容は同じものでございますので、御説明は省略させていただきます。

99ページから今回の郵便法施行規則の省令案についての説明資料となっております。まず、関連制度と郵便事業の現状について御説明を申し上げます。

資料101ページでございます。現行の郵便法における郵便料金に関する制度等の概要についてでございます。1ポツ目でございますが、郵便法第3条におきましては、郵便料金に関する原則といたしまして、郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適

正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないと定めておきまして、郵便事業の中で収支のバランスをとる料金とすることが定められているところでございます。

また、2ポツ目でございますけれども、郵便料金の決定につきましては、郵政民営化に伴いまして日本郵便株式会社の自主性をできる限り尊重する制度にすることになっておりまして、原則といたしまして料金は届出制とされております。ただし、政策的な理由でより低い料金を義務づけております第三種・第四種郵便物につきましては、総務大臣の認可制とされているところでございます。

3ポツ目でございますが、第一種郵便物のうち25グラム以下の定形郵便物の料金額につきましては、総務省令におきまして、軽量の信書の送達役務の果たす役割の重要性でありますとか、国民の負担能力、物価などを勘案いたしまして上限額を定めることとされておきまして、こちらが現在84円とされているところでございます。

4ポツ目でございます。そして、この上限額を定める総務省令を制定・改廃するときにつきましては、郵便法第73条の規定によりまして、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問が義務づけられておきまして、昨年12月に本件の諮問をさせていただいたところでございます。

資料の下段にあります図が全体の流れになります。先ほど佐々木分科会長からも御説明いただきましたように、昨年12月18日に郵政行政分科会への諮問、それから御審議をいただきましたしまして、昨年12月19日から本年1月22日までの間、パブリックコメントの募集を行っております。このパブリックコメントの結果も踏まえまして、先月29日に郵政行政分科会にて答申案につきまして御審議、御議決をいただきまして、これを受けまして、今回、総会に答申（案）をお諮りして御審議いただくということでございます。

なお答申をいただきました後につきましては、消費者庁への協議、消費者委員会の付議を行いまして、その後、物価問題に関する関係閣僚会議等を得て、総務省令を公布・施行することになり、これに基づきまして日本郵便株式会社から料金の届出等がなされることになってまいります。その後、利用者への周知期間等をとった上で、早ければ本年秋頃の料金改定を行うスケジュールを想定しております。

102ページをお願いいたします。こちらは郵便法に定める各種別の郵便料金が適合すべき条件でございます。先ほど御説明したものの以外に、配達地により異なる額が定められていないこと、定率・定額をもって明確に定められていること、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと等が定められております。

また、第二種郵便物の通常はがきの料金額につきましては、定型郵便物の料金の額のうち最も低いもの、今で言いますと25グラム以下の84円になりますが、これより低いものであるとされているところでございまして、上限額が間接的にこちらにも影響してくることになります。

103ページでございます。現在の郵便に関する種別ごとの主な料金についてでございます。資料の下にあります青字の部分は昨年10月に料金が改定されたものでございまして、こちらは届出での料金改正となっております。また、赤字の部分が先ほど申し上げました今回の省令改正の対象である第一郵便物の定形郵便物84円、あとは間接的に影響を受けます通常はがきの63円の料金でございます。

104ページをお願いいたします。こちらは、郵便物数がどのように移り変わってきたか

の推移でございます。デジタル化の進展などによりまして、郵便物数は平成13年度の262億通をピークに毎年減少しております。令和4年度におきましては144億通で、ピーク時と比較しますと約45%の減少になっております。年率で言いますと毎年約2.8%の減少率でございます。

105ページは、種別ごとの郵便物数の推移ですので、こちらは飛ばさせていただきます、106ページ、郵便事業の収支の推移でございます。郵便物数の減少に伴いまして、営業収益が年々減少している中、日本郵便株式会社におきましては、区分作業の効率化でありますとか適正な要員配置の徹底等によりまして、営業費用の削減に努めてきたところでございます。これによりまして、令和3年度までは郵便事業の収支は何とか黒字を維持してきたところでございますが、令和4年度におきましては賃金の引上げでありますとか、あるいは燃料費等の物価高騰の影響を適正に価格に転嫁していくことに取り組んだこと等もありまして、営業費用が増加に転じました。その結果、令和4年度の損益といたしましては211億円の赤字となっているところでございます。先ほど渡辺総務副大臣の御挨拶の中にもございましたけれども、郵便事業全体の損益が赤字となるのは、平成19年の郵政民営化以降初めてでございます。

107ページをお願いいたします。こちらは、郵便事業における営業費用の内訳でございます。人件費が66.4%、集配運送委託費が8.3%で、この両方で全体の約4分の3を占めていること、また、郵便局の窓口営業費の中にもその約75%程度が人件費となっておりますので、単純に人件費のみを足しても全体の約4分の3を占めている労働集約的な費用構造になってございます。

108ページをお願いいたします。先ほど申し上げましたように物数が減少する中におきまして、日本郵便株式会社におきまして、これまでに取り組んでまいりました業務効率化の主な取組についてでございます。資料の左上のところでございますように、区分作業の機械化を進めておりまして、現在では全国の約99.6%の道順組立て、これは配達順に郵便物を並べかえることでございますけれども、その機械化を完了しているところでございます。また、資料の左下にありますように、様々な場所で郵便物や荷物を受け取れる「はこぼす」の設置でありますとか、LINEによる再配達受付の実施などによりまして、顧客の利便性向上や再配達の減少を図っているほか、資料の右側にありますようにシステムやデータ、AI等を活用いたしまして要員配置の適正化を徹底する等、業務効率化を行っているところでございます。

109ページでございます。こちらは、郵便の利用拡大に向けたこれまでの主な取組についてでございます。資料の左上のところでございますように、例えば手紙文化の振興で、学校に郵便局の社員が赴きまして出前授業を行う手紙の書き方体験授業等、年齢層に応じた振興策を実施してきましたほか、ニーズに応じた新サービスの創設でありますとか、ダイレクトメールの振興などにも取り組んできたところでございます。

110ページ以降が今後の収支の見通しについてでございます。まず111ページでございますが、日本郵便株式会社におきましては今後も利用拡大あるいは業務効率化に取り組んでいくものではあります、やはり2023年度以降も郵便物数の減少は継続していくことありまして、引き続き営業収益は大きく減少していくことが見込まれております。その一方で、人件費でありますとか委託費等につきましては増加していくことが見込まれておりま

して、営業費用は増えていく見込みとなっており、今後、営業損益の赤字が拡大していきまして、2028年度には3,439億円の赤字となる見通しとなっております。

112ページ以降が今申し上げました収支見通しを算定するに当たっての考え方でございます。まず、営業収益でございますが、物数の見込みに平均単価を乗じまして、それに物数連動ではない収益を足すことによりまして算定しております。このうち、物数見込みの見通しの算定の考え方につきましては次ページ以降でまた御説明を申し上げます。

それから営業費用につきましては、郵便の種別ごとに2022年度の費用実績をベースといたしまして、資料の下段の表でありますとか後述の営業費用削減の取組等も加味した上で算定をしているところでございます。また、資料の下段の表におきましては、特に人件費でありますとか集配運送委託費の価格転嫁に関する今後の増加要因、それから各年度における影響額について記載をしているところでございます。それぞれの算定額の考え方は、資料の下段の注釈のところがございますけれども、例えば期間雇用社員の賃金の上昇率、これを4.3%としております根拠といたしましては、昨年7月の中央最低賃金審議会の答申におきまして、最低賃金の上昇率につきまして全国加重平均の引上げ率が4.3%であったとのことで、これを基に算定しているところでございます。

113ページでございますが、こちらは今後の郵便物数の見通しでございます。2022年度には144億通でございましたが、2028年度には約115億通で、今よりもさらに約2割減少することが見込まれております。

114ページが、今の物数見通しを立てるに当たっての考え方でございます。ある年度、 $n$ 年度の予測物数につきましては、その前年度であります $n-1$ 年度の予測物数から、 $n-1$ 年度のスポット、これはある年度の特別な郵便需要でございましてけれども、その物数を除きまして、それに商品別に算定いたしましたトレンド、平均の増減率をかけます。それにさらに $n$ 年度、ある年度のスポット物数を足して、また $n$ 年度の利用拡大策に係る物数の増加分を加える形で算定をしているところでございます。

そのトレンド、平均増減率の考え方でございましてけれども、こちらは原則といたしまして、2020年度から2022年度の2年間の平均増減率を適用しているところでございます。これは、デジタル化や直近の事業環境などを適切に反映することができる点と、また、日本郵便株式会社が作成しております事業計画でございましてとか、日本郵政グループにおきまして中期経営計画を策定するときにおきましても同様の考え方で見通しの試算を行っていることから、この期間の平均増減率を適用しているものでございます。

一方で、米印のところに書いてございますけれども、コロナ禍の影響を受けたことが明白な種別の郵便物につきましては、例外的にコロナ禍の影響がない平常時のトレンドを適用しております。例えばコロナ禍の巣籠もり需要で急増しました通信教育などの第四種郵便物でありますとか、逆に経済活動縮小で激減しました広告郵便物などにつきましては、影響がない期間を適用しているものでございます。

また、スポットの考え方、ある年度に特別に発生する郵便需要の考え方でございましてけれども、例えば自治体が発出いたします選挙の入場券でありますとかワクチンの接種券などがこれに該当いたします。例えば地方選挙でございまして、おおむね4年サイクルで増減があるというこれまでの差し出し傾向を踏まえてスポットの見通しを算定しているところでございます。

115ページでございます。こちらは日本郵便株式会社におきまして今後取り組んでいきます郵便物の利用拡大のための取組策の主なものをまとめたものでございます。例えば3番でございますけれども、主として法人顧客を念頭に置きまして、森林保全につながるFSC認証紙を使用した年賀状をPRすることによりまして、年賀状の減少トレンドの抑制を図ることとございますとか、4番でございますが、フリマサイトなどでの取引でトレーディングカード等の送付の需要があるとのことで、これに関連して郵便書簡、ミニレターに関するサービス改善などをやることによりまして、需要の取り込みを図っていくといったこと等に取り組むこととしております。

116ページを御覧ください。こちらは今後、営業費用削減のために取り組んでいく業務効率化策の主なものでございます。これまでも行ってまいりました1、2にありますようなICTを活用しました担務別のコストコントロールの進化でありますとか、区分作業の機械化に加えまして、今後は再配達削減でございますとか、輸送DXによる運送ダイヤの効率化などにも取り組むことによりまして、営業費用の削減を図っていくこととしております。

117ページを御覧ください。こちらは郵便事業の収支の変動要因につきまして、2016年度から2022年度と、2022年度から2028年度を比較した滝グラフでございます。まず、資料の左側、2016年度から2022年度におきましては、収益が868億円の減、費用が528億円の減で、全体ではこの期間で339億円の営業利益の減少になっております。このうち、収益減の868億円の中には、郵便物数がこの期間33億通減少したことによる収益の減が2,300億円ほどある一方で、2017年・2018年、平成29年・30年でございますけれども、第二種郵便物、はがきの料金改定を行ったことによる収益増が約1,700億円含まれておりまして、それらがトータルで868億円の収益減となっているものでございます。また、この期間の営業費用の減、約528億円につきましては、人員の適正配置でありますとか2021年から土曜休配なども行ってございまして、それによりまして人件費が465億円減ったもの等が含まれているところでございます。

資料の右側、2022年度から2028年度の収益減でございますけれども、こちらは郵便物の物数が29億通減少することによりまして約2,366億円の営業利益が減少する見直しになっているところでございます。また、営業費用の増である862億円につきましては、資料の左下の四角で囲んだところにもありますように、先ほど御説明したような業務効率化に取り組む一方で、賃金引上げでありますとか価格転嫁による人件費や集配運送委託費の増などが影響しているものでございます。

118ページ以降が料金見直しの考え方についてでございます。

まず、119ページがこれまでの第一種、第二種郵便物の主な料金の変遷についてでございます。省令におきまして料金上限を定めております第一郵便物の25グラム以下の定型郵便物につきましては、消費税増税に伴う改定を除きますと、平成6年、1994年の改定以降、ほぼ30年間にわたりまして料金が据え置かれてきたところでございます。また、平成6年における郵便料金全般の見直しでございますとか、平成29年、30年の第二種郵便物の料金見直しの際におきましては、運用上の取扱いとしてはでございますが、料金改定後は3年間赤字が生じないという考え方に基きまして料金の改定を行ってきたところでございます。

120ページを御覧ください。今回の検討に当たりましての考え方、それから方向性をま

とめたものでございます。まず、基本的な考え方でございますけれども、郵便事業は全国2万4,000の郵便局ネットワークを通じてあまねくサービスを提供しておりまして、国民生活の向上それから社会経済の発展に貢献してきておりました。今後もその役割を果たしていくことが重要であると考えていることとでございます。

その上で、1ポツ目、冒頭にも申し上げましたように、郵便法第3条におきましては、郵便事業の中で収支のバランスを図るような料金とすることとされており、郵便料金の検討に当たりましては、日本郵便株式会社が行っております、例えばゆうパックのような郵便以外のサービスの収支とは別に検討することが必要とされているところでございます。

2ポツ目でございますけれども、収益面につきまして日本郵便株式会社におきまして利用拡大、料金見直しなどに取り組んできたところではございますが、デジタル活用が進む中で郵便物数はやはり今後も大きく減少していくことが見込まれるとのことで、これに伴いまして、やはり営業収益も減少傾向が継続すると見込まれております。

3ポツ目でございます。こちらはコスト面でございますけれども、業務効率化、土曜休配等も取り組んでコスト削減してきたところではございますが、賃上げでありますとか価格転嫁などにつきましては引き続き取り組んでいく必要があるところでございまして、人件費が営業費用のおよそ4分の3を占める郵便事業におきましては、営業費用を大幅に直近で減らしていくのはなかなか難しいといった状況でございます。

4ポツ目でございます。もちろん今後も日本郵便株式会社におきましては、例えば利便性や付加価値の高いサービスを提供することによりまして利用拡大を図りますとか、デジタル活用によりまして、業務効率化を推進していくといったことが必要でございまして、総務省としてもそのような取組を求めているところでございますけれども、それらに取り組んだ効果を加味した上でも、先ほど申し上げましたように営業損益の見通しは非常に厳しいため、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、当面の対応として早期の郵便料金の見直しが必要であると考えているところでございます。

5ポツ目でございますが、なお、家計への影響の点で申し上げますと、郵便料金の見直しは最短でも本年秋頃となる見込みでございますが、次ページ以降にまた資料もありますけれども、令和6年後半から令和7年にかけてまして消費者物価指数の伸び率は低下する見通しであること、また、郵便料が家計消費支出に占める割合は全体の約0.1%にとどまるとのことで、今回の郵便料金の値上げが家計に与える影響はあまり大きなものではないと考えております。

121ページ、122ページは、今申し上げました物価の見通しと家計調査における消費支出の郵便料の割合でございますので、省略をさせていただきますと、123ページが今回諮問する総務省令改正に当たっての考え方でございます。

郵便法第67条第2項第3号におきましては、定形郵便物につきまして、総務省令で料金の上限額を定めることとしておりますが、この上限を定めるに当たりましては、軽量の信書の送達の役務が国民生活に果たす役割の重要性でありますとか、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して定めることとしております。

今回の料金の改定に当たりましては、郵便法第3条によりまして郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要である一方で、利用者にも与える影響等を考慮いたしますと、可能な限り値上げの幅を抑えることが必要であると考えているところでございます。このため、こ



これまで料金の改定に当たりましては改定後3年間黒字を維持する考え方をとっていたところでございますが、これを見直しまして、経営状況に応じまして、従来のように30年引っ張るのではなく、より短期間に再度の見直しも検討することも念頭に置きながら、最小限の値上げ幅とする考えの下で、総務省令で定める25グラム以下の郵便物の上限額の上げ幅につきましても最小限の上げ幅とする方向で考えているものでございます。

では、その最小限の上げ幅とは何かというと、125ページを御覧ください。こちらは郵便料金の見直しを行わなかった場合、それから見直しを行った場合の郵便事業の収支の見通しでございます。緑の線が行わなかった場合の収支の見通し、紫の破線が行った場合の収支の見通しでございますが、郵便料金の改定を仮に令和6年秋に行った場合には、値上げの影響が通年で発生するのが翌令和7年度でございますので、この令和7年度において、郵便事業の収支が黒字化する最小限度の値上げ幅を最小限の上げ幅と考えているところでございます。

124ページに戻っていただきまして、最小限の上げ幅とすることと併せまして、利用者にとって分かりやすい料金にすることも必要であると考えまして、今回、総務省令で定めております上限額を現行の84円から110円に改定しようとするものでございます。

資料の下段ですが、この改正する総務省令で定めておりますのはあくまで25グラム以下の定型郵便物の料金の上限でございますが、実際の料金につきましては、日本郵便株式会社からの届出等によってはじめて決まってくるものになります。資料の下段は、現時点におきまして日本郵便株式会社が想定しております主な料金改定額でございます。省令で上限額を規定しております定型郵便物25グラム以下につきましては、上限額と同様の110円にすることを想定しております。また、届出制でございますけれども、50グラム以下の定型郵便物につきましては、これまでは25グラム以下よりも高い94円となっておりますが、お客様から25グラムを少し超えた場合に料金が変わってしまうのは不便であるといったような声もあることから、サービス改善の一環といたしまして、25グラム以下と統合いたしまして同じく110円にすることを想定していると聞いております。

また、通常はがきにつきましては、現行の63円から22円上げまして85円、また、その他の定形外でありますとか特殊取扱につきましては、約30%の値上げ率を基本にいたしまして、レターパックや速達等、一部郵便物は顧客利便性等の観点からより低い値上げ率を想定していると聞いております。

また、最後の米印にございますように、第三種・第四種郵便、それから昨年10月に料金改定を行いました書留等につきましては、料金据置きを想定しているとのことでございます。

124ページは委員限りの資料でございますので御参考にしていただきまして、125ページは、先ほど御説明申し上げました値上げした場合、しない場合の収支見通しでございます。

126ページも委員限りの資料ですので、こちらも御参考でございまして、127ページでございます。こちらは、今回値上げを行わない場合と行った場合の今後の郵便物数の見通しでございます。値上げを行った場合には、行わない場合と比較いたしまして、2028年度の時点で、内国郵便全体で約2.7億通郵便物が減少することを見込んでおります。先ほど、全体として料金を改定した場合の収支見通しを説明申し上げましたけれども、この通数の減少も加味した場合の収支見通しとなっております。

この値上げを行った場合の通数の見通しを算定するに当たっての考え方が128ページでございまして、具体的には、郵便種別ごとに過去の値上げの際の、実際の郵便物数の減少率から算出したしました価格弾性値に、今回想定しております料金の改定額を掛け合わせて郵便物数への影響を算定しております。

それから、129ページでございましてけれども、諸外国の郵便料金の変遷の状況についての資料でございまして、日本の25グラム以下の定形郵便物に相当するような、各国における基本的な郵便サービスにつきまして、前回定形郵便物の値上げを行いました1994年から2023年までの値上げ回数、値上げ率を比較したものでございまして、日本に比べますと、各国ともに値上げの回数、料金の上昇率、ともに高くなっております。また、今回の値上げ後の料金であります110円につきまして各国の料金と比較いたしますと、単純な円換算では米国の次に安く、また、購買力平価で見ましても中位程度の料金となっております、国際的に見ましても改定後の料金は決して高いものではないと考えているところでございまして、

130ページ、131ページは参照条文ですので飛ばさせていただきます、132ページを御覧ください。

こちら、今回の検討の背景といたしまして、日本郵便株式会社から、郵便サービスの安定的な提供を維持するために料金の早期引上げが必要であるとのことで、総務省令の改正を求める要望書が出されておりますので、御参考までに添付しております。

非常に駆け足での説明となりまして恐縮でございしますが、郵便法施行規則の改定に関する説明を一旦終わらせていただきまして、引き続き、信書便法施行規則の改定についての説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○藤井信書便事業課長 信書便事業課長の藤井でございます。私から信書便法施行規則の一部を改正する省令案について御説明をさせていただきます。

まず初めに、この信書便の制度について簡単に御説明させていただきます。委員の皆様は御存じかと思っておりますけれども、かつてはこの信書の送達に係る事業は、郵便事業で国が独占的に行っていたところですが、そこに民間事業者の参入を促して、利用者の選択の機会の拡大を図るべきではないかとの議論があったことから、民間事業者による信書の送達に関する法律、信書便法と呼んでおりますけれども、こちらが平成14年の国会で成立いたしまして、平成15年から施行されているところでございます。

この信書便事業といたしましては大きく2つのカテゴリーを設けておりまして、全国全面参入型で、全ての信書の送達が可能となる一般信書便事業と付加価値の高い特定の需要に対応するサービスのみを提供する特定信書便事業の2つのカテゴリーを設けております。今回の改正内容は、そのうちの前者の一般信書便事業に係る部分でございまして、

135ページをお願いいたします。この信書便法の規定に基づきまして、一般信書便役務を提供する一般信書便事業者は、この役務に関する料金を定めて総務大臣に届け出なければならないことになっております。この料金のうち、大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が25グラム以下のもの、先ほど郵便でお話がありました定形郵便物と同様のものになりますけれども、こちらにつきましては、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性ですとか、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案しまして、総務省令で定める上限を超えてはならないことになっております。

この料金上限規制の対象となります25グラム以下の信書便物の料金額の上限を定める総務省令を制定・改廃するときは、当審議会への諮問が必要になっておりますので、今回、定形郵便物の料金の引上げに合わせる形で、こちらの一般信書便役務の25グラム以下の料金の上限額の引上げについても諮問させていただいているところでございます。

なお、当審議会から答申をいただきました後は、これも郵便と同様でございまして、消費者庁への協議、消費者委員会への付議、物価問題に関する関係閣僚会議への付議が必要となっております。これらの会議を経た上で総務省令の公布・施行がされることになっておりますけれども、現時点で一般信書便事業に参入しておられる事業者はおられませんので、こちらにつきましては、省令の公布・施行の後、実際の事業者からの料金の届出は現時点では想定されていないところでございます。

続きまして、136ページをお願いいたします。一般信書便役務に関する料金は、第一種郵便物の料金と同等の条件に適用すべきとされておまして、法令におきまして、資料の下の表に掲げておりますような適合すべき条件が定められているところでございます。

資料の下の矢印でございましてけれども、先ほどの繰り返しになりますが、25グラム以下の定形郵便物と同形状の信書便物の料金につきましては、これまで25グラム以下の定形郵便物の料金と同額を上限額としてきた経緯がございまして、今回も同額で引き上げる内容で諮問させていただいているところでございます。

以下、137ページ以降につきましては参照条文ですので、説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございまして、この後、引き続き、折笠から説明をさせていただきます。

○折笠郵便課長 続きまして、意見募集の結果及び答申案の説明に移らせていただきます。

資料の2ページを御覧ください。こちらは意見募集の結果の概要でございまして、意見募集につきましては、令和5年12月19日から本年1月22日までの間、35日間実施をしております。法人・団体から9件、個人から152件の合計で161件の御意見をいただいております。

3ページ以降が具体的な御意見でございまして、御意見につきましては、同趣旨の意見はまとめさせていただきつつ、それぞれの御意見に対する考え方につきましては、案を記載しているところでございます。

件数が多いため、全てを御紹介することはいたしません。全体の傾向をまずざっくりと申し上げますと、賛成の御意見が全体の約6割、反対の御意見が約2割、それから本件省令改正案に直接関係のない御意見が約2割の状況でございました。

また、賛成の御意見につきましては、例えば、郵便のユニバーサルサービス維持のためには料金改定が必要であるとの御意見でございまして、あるいは、料金改定したものを適切に価格転嫁して、郵便局員の待遇改善につなげるべきといった御意見等がございました。

また、反対の御意見につきましては、土曜休配等でサービスが低下する中での値上げには納得ができないとの御意見でございまして、あるいは、より一層の業務効率化やサービスの見直しが必要ではないかとの御意見等がございました。

その他の御意見につきましては、郵便事業の運営形態に関する御意見でございまして、切手の発行に関する御意見等があったところでございます。

また、改正案への賛否そのものに加えまして、政策の方向性に関する御意見もいただいております。幾つか御紹介させていただきますと、例えば、郵便事業の安定的な提供を確保する観点から、郵便料金の制度等の見直しが必要ではないかとの御意見をいただいております。1例を挙げさせていただきますと、22ページの考え方3、意見47でありますとか、24ページの考え方4、意見48、それから61ページの考え方26、意見111・112等におきましては、制度に関する見直しを検討する必要があるのではないかとの御意見をいただいているところでございます。

また、今回の値上げを物価の上昇、価格転嫁、収入上昇、賃上げによる国民生活と経済の好循環に結びつけるべきではないかとの御意見もございまして、こちらは77ページになりますけれども、考え方42、意見で申し上げますと133の御意見でございました。

また、日本郵便株式会社に対しまして、価格転嫁、それから一層のサービス改善や業務効率化をしていくべきではないかとの御意見もございまして、そちらはページで申し上げますと74ページ、考え方38、128とか129の御意見等がそういった御意見でございました。

1ページに戻りまして、答申書の案について御説明をさせていただきます。

郵政行政分科会でいただきました御審議、それから先ほど御説明申し上げました意見募集でいただいた御意見も踏まえまして、今回、答申書の案としてまとめさせていただいたところでございます。

まず、1でございますけれども、今回、意見募集におきましても賛成が全体の約6割ということも踏まえまして、郵便法施行規則及び信書便法施行規則の改正案につきましては、諮問のとおり改正することが適当であると認められるとしております。内容といたしましては、先ほど申し上げましたように84円の上限額を110円に改定することとでございます。

この1に併せまして、2にございますように、2点ほど総務省に対する要望事項を付してはどうかとこのことで考えております。

1点目、(1)でございますけれども、郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、今後総務省において関係者や有識者の意見も丁寧に聞きながら、必要に応じて郵便料金に係る制度の見直しも視野に入れ、検討を行うとこのことでございまして、郵便事業の将来にわたる安定的な提供を確保するための方策について、総務省において検討してほしいということとでございます。

それから2点目、(2)でございますけれども、我が国全体としてコストカット型経済から脱却し、持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済への変革を実現することの重要性などに鑑み、総務省から日本郵便株式会社に対し、適切な価格転嫁等の取組を継続しつつ、必要な郵便料金の改定に加え、抜本的なDXや利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などを適切に実施するよう求めることとございまして、日本郵便株式会社に対しまして、総務省からも収益力の強化をしっかりと図るよう求めてほしいということとでございます。

いずれの意見につきましても、意見募集に加えまして、昨年12月の郵政行政分科会におきましても構成員の皆様からも御意見いただいております。例えば前段の関係では、持続可能な郵便事業を行っていくためには、抜本的にどう考えるのかの議論が必要ではないかとの御意見でございますとか、後段の関係では、日本郵便株式会社におきまして、需要増であ

るとか効率化の経営努力に一層取り組む必要があるのではないかとといった御意見を郵政行政分科会でもいただいているところでございます。

以上、大変駆け足で恐縮でございますけれども、諮問第1244号の詳細部分の説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○相田会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思えます。チャット欄に送信先全員で記入いただければ順に指名させていただきますし、直接マイクをオンにしてお声がけいただいても結構でございます。

いかがでございましょうか。

それでは、まず三友委員、お願いいたします。

○三友委員 三友でございます。御説明ありがとうございました。

今回の答申案につきましては、これまでの御検討の積み重ねの上でできているものと思えますし、また、これまでの30年間、郵便料金が改定されていないとの現実から見ても、妥当ではないかとも感じます。

経済学的に言うと、価格を上げれば需要が減るのが、一般的なルールですけれども、実際に考え方の中、128ページに弾力性の計算、数値が出されております。これは過去の2019年における消費税率の改定時の状況から推定されたものとのことですけれども、実は弾力性は、商品そのものの価格と数量の関係だけではなくて、その他の代替的な、交替的なサービスの存在から影響を受けるわけでありまして、その頃に比べると、やはり皆さんが、メール等のメッセージングでコミュニケーションを代替する傾向は強くなってきているのではないかと思います。実際にこの推定をしたときに、そういったことについて、要するに、郵便そのものの需要、価格と需要との関係だけではなく、その他の要素、要因をどういう形で考慮されたかを確認させていただきたいと思えます。

○相田会長 総務省、お願いできますでしょうか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。三友委員のおっしゃるとおり、弾性値につきましては、当然、時代が変われば、それに伴いまして代替的なサービスの存在なども含めて変わっていくと思えます。郵便の場合につきましても、なるべく直近の料金の改定にすることで、そういった代替的なサービスの影響につきましても、極力直近のものデータを基に算定できるようにとのことで、今回、2019年等の料金改定の際の弾性値からつくっているところでございます。実際の検討に当たりましては、三友委員がおっしゃられていることと逆方向かもしれませんが、それ以前の弾性値も若干比較してみましたけれども、やはり非常に前の時代の話になってしまうと、三友委員のまさにおっしゃられたように、郵便がおかれている環境も大分変わってきてしまうとのことで、あまり参考にならないだろうとの検討結果になりまして、その結果、極力現在の状況に近い弾性値をはじき出すために、この2019年等の改定を基にして弾性値を算定したところでございます。

ご希望のお答えになっているかわかりませんが、そのような考え方で算定を行ってきたところでございます。

○三友委員 ありがとうございます。

なるべく直近で参考になる値が、2019年10月の改定との理解でよろしいでしょうか。

○折笠郵便課長 おっしゃるとおりでございます。それ以前と比較しまして、なるべく直近

のものを取ったところでございます。

○三友委員 分かりました。ありがとうございます。

○相田会長 それでは、続きまして森委員、お願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。

私は今回の答申には全く賛成でございまして、いろいろな要請を考えたときに、やむを得ない値上げになっているかと思えますし、その結果として、さらに郵便の数が減ることも、これは宿命ではないかと思っておりますし、もっとも、それを営業的努力で収支をうまくやっていただくことも総務省から要請してくださいとのことも、全くそのとおりで思っています。

私が申し上げたいのは、このように郵便に閉じた話としては全くその通りですけれども、ちょっと引いた目線で見ると、やはり先ほど三友委員からも御指摘がありましたけれども、デジタルのメッセージによって紙の郵便が減るのは、これはもう避け難いことでありまして、そのこととの関係だけじゃないのかもしれないかもしれませんが、物流全体において、郵便がどういことができるのか。今の郵便インフラが形を変えていきながらも、物流全体に対してどういことができるのか。

それから、さらに言うと、コミュニティに対して何かできることはないのかもお考えいただきたいと思っています。もちろん、もう既にいろんなことをお考えいただいていると思いますけれども、具体的な話としては、全く皆様御案内のとおりですが、EC化がどんどん進みましたが、ラストワンマイル問題は依然として非常に深刻になっておりまして、配送の効率性が非常に低い再配送とか、ドライバーの不足とか、様々な問題が生じているところでございます。

さらに言うと、EC化によって、これまでは近所の薬局にシャンプーを買いに行っていたわけですが、それもついでに頼んでしまう、3,800円を超えれば無料になるからとのことで、全部ECでやる。そうしますと、さらに近隣の商店は減りまして、町の中には消費者しかいない、ユーザーしかいないことになります。これまで、ある意味でコミュニティを支えていた面のある商店のようなものがますます無くなる。これまでも減っていつていましてけれども、過度なEC化が最後のとどめを刺そうとしている。

そんな中で、郵便局は非常に多くの拠点があるときに、拠点としての郵便局が何かできないかとの考え方もあると思います。実は、私はもともと通信側の人間ですけれども、通信においては、スマホの代理店がそれこそ全国津々浦々にありまして、これまで、お客さんの相談に乗って回線契約をする、端末を売ることをしてきたわけですが、それらがやはりオンラインになっていって、ウェブで契約をする、ウェブで端末を売ることが一般的になりつつあります。

そうしますと、これまで大量にあったスマホショップはどうすればよいのかですけれども、そこに新しいコミュニティにおける役割を何か果たせないか、デジタル化が進んで商店が後退した中でですね。

しかしながら、人々のオフラインの生活は無くなるわけではありませんので、何かちょっとしたことを相談する、パソコン教室をやる、高齢者にICTの技術について分かりやすい説明をする、新たな役割を見いだせないかを通信の世界ではやっております、同じようなことが、もしかしたら郵便においてもできるのではないかと。そんな形で、物流全体において

果たす役割とか、さらに言うと物流も超えたコミュニティーとか社会に対して果たすことのできる役割をお考えいただく時期に来ているのではないかと思います。

以上です。

○相田会長 ありがとうございます。

ただいまの御発言につきまして、総務省から何かコメントございますでしょうか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。

森委員がおっしゃっていただいたように、まさにEC化などが進む中で郵便のおかれている環境は変わっておりまして、実態としましても、やっぱり日本郵便株式会社がやっているサービスの中でも郵便と物流はある程度一体になりながら、それぞれのサービスを提供している状況もございます。

まさに環境が変化する中で、郵便事業を今後も安定的に将来にわたって提供していくためにはどうするのかとの方策をまさに真剣に考えていかなければいけない段階かなと思っておりまして、それがまず1点目の要請事項として、総務省におきまして、どうやれば安定的に提供できるのかの方策をしっかりと検討していくことが必要ではないかと思っているところでございます。

また、森委員がおっしゃられましたように、地域のインフラとしての郵便局の役割は非常に重要でございます。実はこちらにつきましては、今、情報通信審議会の郵政政策部会におきまして、郵便局の地域貢献の在り方の議論等もされているところでございまして、その中におきましても、郵便局が地域のコミュニティーでありますとか、地域のインフラとして果たす役割として何をやっていくべきなのかの議論を総務省としてもしっかりとやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○相田会長 森委員、よろしいでしょうか。

○森委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○相田会長 それでは、続きまして三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 御説明いただいてありがとうございます。私は消費者側の立場としてここにいると思いますので、一言だけお話しさせていただきます。

先ほどの答申案のありましたとおり、特に2番の(1)で、今後も必要に応じて郵便料金制度の見直しがある。この書き振りですと、この先も状況によっては、また値上げをせざるを得ないかもしれないと思う人もいらっしゃると思います。

ここに、総務省において関係者や有識者の意見も丁寧に聞きながらと記載されていて、良かったと思いましたが、やはり消費者、生活者の意見ももちろんのことながら聞いていただきたいのが1つです。関係者、有識者に限定されずに、消費者もしくは生活者という言葉をもし入れていただけたらというのが1点と、それから、今御説明いただいたとおり、今後の郵便局の在り方としてどんな地域であっても、やはり頼りになる存在だと思います。特に、高齢化がますます進んだときに、インフラ拠点としての期待もございますので、書き込みは難しいと思いますが、その辺も含めて、今後お願いしたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○相田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御発言につきまして、総務省からコメントいただけますでしょうか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。

まず1点目の、これから検討を行うに当たりまして、ユーザーあるいは生活者の意見もしっかり聞いてほしいとのことにつきましては、具体的な検討の在り方は、まさにこれから総務省におきまして、今回いただいた答申を受けてしっかりと考えていくことになるかと思えますけれども、その際に、ユーザー側あるいは生活者からの意見も何らかの形でしっかり聞けるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、郵便局が、高齢化が進む中での拠点のインフラとしてしっかりやっているかとのところでございますけれども、先ほどの森委員へのお答えにも重なるところではございますが、情報通信審議会での議論なども含めまして、郵便局のネットワークを、インフラの機能も含めてどうやって維持していくか総務省としてもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○相田会長 答申書案中の文言である関係者には、利用者は明示的には入っていないとの理解でよろしいのでしょうか。

○折笠郵便課長 明示されているものではないのですが、想定している中には当然含まれているものと考えております。

○相田会長 三浦委員、よろしいでしょうか。

○三浦委員 確かに、答申書に文字を一言書くだけでも、句読点の位置だけでも意味が非常に重要なことは重々理解しておりますが、可能であれば記載していただきたいと思っております。以降はお任せいたしますが、よろしく申し上げます。

○相田会長 その点につきまして、総務省、いかがでしょうか。

○折笠郵便課長 関係者との言葉で、今おっしゃられましたように、幅広く消費者も含めて読んでいるつもりでございました。1個1個個別に書いていくのはなかなか難しいかもしれませんが、どういう書き方ができるかについては、また改めまして相田会長とも御相談させていただきながら、対応させていただければと思います。ありがとうございます。

○相田会長 三浦委員、よろしいでしょうか。

○三浦委員 ありがとうございます。ただ一般人からすると、関係者という言葉は、事業者とかそのような方々かと解釈されるかもしれませんので。その辺も御配慮いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○相田会長 ありがとうございました。

続きまして、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 実積です。今、森委員と三浦委員と少し重なる部分もありますけれども、質問ではなく意見なので申し上げますと、資料の中、郵便事業の収支の見直しが125ページあります。これを見ると、今回の値上げによって、令和7年度にはぎりぎり黒字になっていることになっていますが、その後、また赤字に転落していく。

翻ってみますと、23年度の状況で919億円の赤字になって、これが今回の値上げの議論と料金上限値の改正の議論につながったと思いますけれども、同じような状況が令和9年度を超えた段階で再び表れることが今後予想されています。

そうすると、今回の値上げで議論を終わりとするわけじゃなくて、やはり抜本的な、郵便事業としての健全性を維持するための検討を、今回の答申案の中に1項目書かれております



けれども、早急に開始する必要があるのではないかと一言強調させていただきたいと思います。

森委員が言われたとおり、郵便局は地域のインフラでもありますし、あるいは三浦委員が言われたとおり、郵便サービスはみんなが使う基礎的なサービスでありますので、料金はもちろん大切ですが、制度として、事業として成り立たなくなってしまうと元も子ない話ですので、こういった形で事業の健全性を長期的にするかの検討を早急に始めていただきたいと強くお願いしておきます。これが1点目です。

もう1点目が、信書便に関することですが、今回の料金改正で信書便の上限も同じ数字に定めることになりました。これ自体は同意しているところですが、信書便事業を今回我々が導入したときに、これは郵便事業に対する競争事業者、一般信書便事業者をつかっていくのだとの意思があったと思います。今回の上限の料金を設定することは、それほど余裕がある経営はなかなか厳しいような状況を一般信書便事業者に予想させてしまうことになりますので、今後も引き続きの課題であると思いますけれども、今回のような料金改定が、一般信書便事業者の新規参入に与える影響を少し考えていただいて、そのような観点から、一般信書便事業の在り方に関しても検討をぜひ進めていただきたいなと思っております。

以上、2点になります。ありがとうございます。

○相田会長 ありがとうございます。

それでは、総務省からコメントをお願いいたします。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。今、実積委員からおっしゃられましたように、1点目の検討を行うことの要請を受けまして、できるだけ早期に検討を立ち上げられるよう、総務省としてもしっかりとやっていきたいと思っております。

○藤井信書便事業課長 実積委員の後段の部分につきまして、信書便事業課からお答えいたします。

今回の料金について、今、郵便料金と同額でやってきたところにつきましての背景といたしましては、25グラム以下の信書の送達という基本的な役務を一般ユーザーに安価に提供することは、総務省としても引き続き重要な政策目的であり、利用者にとっての分かりやすさも考慮して、今回、上限額を郵便と合わせたところでございます。

実積委員がおっしゃられた、今後の一般信書便事業の在り方につきましては、確かに考えていく必要があるのかなと思っております。そちらにつきましては、今後の課題として総務省でも考えていきたいと思っております。

以上です。

○相田会長 実積委員、よろしいでしょうか。

○実積委員 テイクノートしていただいたんですね。ありがとうございます。

○相田会長 それでは、続きまして大谷委員、お願いいたします。

○大谷委員 大谷でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回、付議いただいている郵便事業のユニバーサルサービスとしての持続可能性を確保するための価格見直しについては、基本的に賛同の立場でございます。先ほどから、森委員等からお話しいただいているとおり、郵便事業の持続可能性は、国民の暮らしそのものの持続可能性にも直結しますので、郵便事業としての採算をどう見るかとともに、様々な角度から議論を続けていただくことが必須だと考えております。

せっかくの機会ですので、1つ教えていただきたいのが、郵便事業における災害の影響や復旧に向けての対応についての状況でございます。これまでも度重なる災害に対して、どのように持続可能性を追求し、また、強靱化に向けての努力をしてこられたのか。恐らく言葉に尽くせない努力があったことと思いますけれども、今般の能登地震において、郵便局の被災の状況や復旧の状況等について、この機会に認識させていただきまして、ユニバーサルサービスとしての郵便事業にどのような課題があるのか、認識を共有させていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○相田会長 それでは、総務省、お願いできますでしょうか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。今回の地震における災害の復旧状況等につきまして、今、手元に資料等をお持ちしてないので、具体的なところをお答えするのは難しいですけれども、例えば、郵便物の配達とかにつきましても、割と早期から能登半島南部では再開をしております、北部につきましても、郵便局の被災状況を順次確認しながら、場合によっては、例えばヤマト等の営業所をお借りするでありますとか、局留めから早期に再開するとか、そういった可能なことから、少しでも住民の方が郵便物、あるいは荷物等を受け取れるような環境をつくっていく形で取り組んでいたと承知をしております。

細かなところ、今、手元に資料がなくお答えできなくて申し訳ございませんが、そのように認識しているところでございます。ありがとうございます。

○相田会長 これにつきましては、資料がある程度まとまった時点でもって委員に御紹介等をいただくということで、総務省、対応をお願いできますでしょうか。

○折笠郵便課長 承知いたしました。状況をまとめた資料をつくりまして、後日、提供させていただくようにいたします。

○大谷委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○相田会長 以上で、既にチャット欄に記入いただいた委員は一巡させていただいたと思いますけれども、2巡目、あるいは御発言いただいてない委員からの御意見等、ございますでしょうか。

○玉田郵政行政部長 郵政行政部長の玉田でございます。いつも大変お世話になっております。

○相田会長 よろしく願いいたします。

○玉田郵政行政部長 本件につきまして、大変建設的な御意見を賜りまして、誠にありがとうございます。

今、特に大谷委員から最後にありました能登地震の関係であります。資料は別途とのことでございますけれども、当初、やはりこの地域においても、200を超える非常に数多い郵便局も何らかの被害を受けたところであります。もちろん、局舎が傷んだものもありますけれども、断水、あるいは道路の決壊によりまして使えないとの様々な形態がございました。

一方で、現地での関係者の大変な努力によりまして回復を続けておりまして、今も話がありましたけれども、南部は比較的早い段階から配達も可能になっておりました。また、その過程で、ヤマト運輸との提携関係も活用しまして、ヤマト運輸の事務所で一部郵便局宛の小包を受け取れる場面がございました。

そして、直近では輪島、それから珠洲、こういったところが大変被害が多かったわけですが

けれども、こういったところでも個別の配達、特に輪島市で個配もできるようになっておりますとか、それが難しいところでも、地域によっては避難所への配達等も、日本郵便株式会社で地元自治体とも相談をしながらやっているところがございます。

さらには、比較的早い段階で、県で安否不明者が問題になったときに、日本郵便株式会社の持つておられる転居情報等も的確に活用させていただいて、その精度の向上に貢献する場面などもございまして、様々な形で現地の復旧・復興に貢献いただいているところがございます。さらに今後もこういったことも含めまして、郵便局としての復旧に向けて、また、別の機会に向けた在り方についても検討いただくことが大事かなと思っております。

長くなりました。以上でございます。

○相田会長 コメントありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。いただきました御意見の中で、答申書の1、本件につきまして、諮問のとおり改正することが適当と認められるということに関して御反対の意見はなかったと理解いたしましたので、諮問第1244号につきましては、基本的には報告書案のとおり改正することが適当と認められるとした上で、2番の特に（1）の関係者や有識者の意見も丁寧に聞きながらの部分に関しまして、総務省とも御相談させていただき、多少の文言の修正をした上で答申することとしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。御異議がございます場合にはチャットでお申し出いただければと思います。

（「異議なし」の声あり）

○相田会長 ありがとうございます。

それでは、具体的な文言の修正につきましては、総務省と御相談させていただき、会長一任ということにさせていただければと思います。

それでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○相田会長 それでは、そのように進めさせていただきます。

どうもありがとうございます。

以上で本日の議題は終了いたしますけれども、委員の皆様からほかに御発言の御希望ございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

事務局から今後の日程等につきまして、何かございますでしょうか。

○坂平総務課課長補佐（事務局） 事務局でございます。今後の審議会の開催日程につきまして、御連絡いたします。

次回の郵政行政分科会及び電気通信事業部会の日程につきましては、別途、事務局から正式に御連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○相田会長 ほかに御発言の希望がございませんようでしたら、以上で第19回総会を終了したいと思います。

本日も御出席いただき、御協力いただきまして、ありがとうございます。

閉 会